

# 城西織維工支部除名に關する聲明書

## 決議

關東合同労働組合城西織維工支部八本組合規約第五章第二十二條  
第二十三條二款をスルモノト認メ陳者ス

關東合同労働組合

第三回擴大理事會

第十二回執行委員會

## 理由

労働組合の組織統制は官僚的、專制的なものである、其凡そが組合大衆の討議と研究の上に決定規制されるべき事である、其凡そが従つて其決定規制に於ては一切の其組織体及び其成員の意見を尊重すべき觀念と義務を負ふべき責任あることを知り受けなければならない、其の所有する思想なり意見なり何時如何なる場合に於ても其の機關を直して發表し其の持論を述べざる可き組織の存在も知るべきである、斯の如き組織と統制の如き規制の存在も始めより労働組合としての組織は任意の團體としての活動は發展するものである、此の如き大なる觀念と責任を打忘るる組合の生命は有人團體の活動發展に望み得られず、謂や、我々が強力を有するブルジョア支配階級の組織と競争する使命を有する階級の組織に於ては考ふべき思想と事實である

上れば若し、其の大衆的合議の上に打立てられざる規制、統制に及する行動を、を操るものがあるとするれば即ち其れは自己を裏切り此自身に及ぼする裏切るべき盲目的行動であると共に團體の組織を破壊し壊滅に導くものである、更に謂ふれば此明かに無産階級の闘争力に大衆を支配階級に賣入んとする憎むべき階級的裏切りである、(前掲)即ち是れは今日日本の無産階級運動内に在り息する所の所謂、宗教的分列主義者がそれである、即ち彼等の採る所の行為が口に戦線統一の叫びありながら其の實踐に於ては結合の前の分離と公的的共同戦線理論の名がく意圖的階級戦線の攪乱と分裂政策以外の何物でもないことは既知の事實である、彼等が有する此の宗教的分裂政策が如何に階級戦線の闘争力の減殺的生產に力あるかは云ふ道に在り、かかる憎むべき分裂的生產に對して我々は全無産大衆の名に於て断固として反對し徹底的に排撃するものである、然るに本組合は前に此の陰險狐狸の如き宗派主義者と野合し其先づ在り、組合の組織機關を無視し其の陣營を破壊せんとせる階級的裏切者、梁川支部の幹部、森橋君一紙を除名した事は當時社会に聲明した通りである、然るに其旨に於ける彼等は執拗にも本組合の名を盗用して、宗派主義者の遂宣傳に資し、組織の攪乱